

ID: 183

担当部署: 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

処分の概要	団体登録の承認の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市消費者センター条例施行規則 第8条第1項		
例 規 番 号	平成13年規則第126号		
【根拠条文】 (団体登録の承認の取消し) 第8条 市長は、西東京市消費者団体が第4条の要件に該当しなくなったとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、団体登録の承認を取り消すことができる。 (1) 施設等を不正に使用したとき。 (2) 施設等の管理上著しく支障があるとき。 2 市長は、前項の規定により団体登録の承認を取り消すときは、当該団体登録の承認を取り消される使用者団体に対し、西東京市消費者団体登録取消通知書により通知するものとする。 【基準】 根拠条文及び及び第4条の規定による。 (西東京市消費者団体の要件) 第4条 団体登録ができる使用者団体の要件は、第1条の2に規定するもののほか、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 会員の3分の1以上が市内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。 (2) 消費生活に関する消費者の自主的な学習活動を市内で行っていること。 (3) 団体の規約又はこれに類するものがあること。 (4) 団体が行う活動が営利を主たる目的とするものでないこと。 (5) 特定の宗教や政党の活動を目的とした団体でないこと。 (6) 市が行う消費生活に関する事業に参加又は協力ができる団体であること。 (7) その他市長が必要と認める事項			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日